

平成28年度 行政評価委員会評価表

事業名	街路消火器	担当部	地域振興部
		担当課	防災課

基本情報

概要	街路消火器は、大地震などの災害発生時の初期消火活動や延焼火災の阻止、また平常時における火災の初期消火活動に活用するため、葛飾区防災用街路消火器配置要領(昭和56年6月11日)に基づいて、区内全域に約8300本もの街路消火器が設置されている。 【配置基準】 ①一般木造家屋を中心とする自治町会・・・1本/15世帯 ②都営住宅を中心とする自治町会・・・1本/30世帯 ③公団住宅等堅固な耐火建物を中心とする自治町会・・・1本/45世帯	
活動内容	①配置基準に基づき区内全域に街路消火器を設置し、台帳を作成して管理を行う。 ②配置後の街路消火器は自治町会に帰属し、区との共有財産として取り扱う。自治町会に台帳を配布し、平常時の維持管理を依頼している。各自治町会は配布された台帳を基に定期的な点検を行い、不具合等があった場合、または火災で街路消火器を使用した場合は、区に取替・修繕等の対応を依頼する。 ③区は自治町会からの要請に応じて、街路消火器の取替・修繕等を行うほか、設置後9年目に達した消火器については、経年劣化により取替を行う。 ④初期消火は、原則として地域に設置された街路消火器を使用するが、その他、各自治町会には延焼被害を防止するため、スタンドパイプや軽可搬ポンプ等の消火機材、器材を貸与している。 ⑤各自治町会では、水消火器を使用した訓練や、スタンドパイプ、軽可搬ポンプを活用した訓練などの初期消火訓練を実施しており、それによって地域の防災力の向上を図っている。	
施策番号	1003	災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします
事業の目的	災害時の初期消火活動等に備えて街路消火器が有効に活用できるよう適正に維持、管理する。	

実績情報

成果指標								
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	充足率	—	(街路消火器の設置数/設置目標本数9,700本)×100	%	目標	100	100	100
実績					87.23	86.61	85.94	
実績の評価・分析	—	—	—	目標	—	—	—	—
				実績	—	—	—	

①屋内に消火器が設置してあるマンション、アパート等の集合住宅の増加に伴い、街路消火器の設置数は減少傾向にある。その他にも設置本数が減少傾向にある要因としては、住宅開発等や土地の売買・相続等により土地所有者が変更になった場合に、新所有者からの理解・協力が得られず撤去を余儀なくされることなども考えられる。街路消火器設置数の維持、増加を図るため、街路消火器を設置することの必要性・重要性を広く周知していく。
②区内で発生した、平成27年度の火災の総件数は111件であり、そのうち、街路消火器が使用された本数は13本であった。火災時において街路消火器が使用されるかについては、個々の火災時の状況によるところも大きい。しかしながら、延焼拡大を防止するには、街路消火器等を活用した出来るだけ早い段階での初期消火が有効であり、設置や使用方法等について地域に広く周知を行っていく。



活動指標								
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	街路消火器の設置数	—	—	本	目標	9,700	9,700	9,700
実績					8,462	8,402	8,337	
街路消火器が使用された火災率	使用本数/火災件数×100	—	%	目標	20	20	20	20
				実績	13.24	11.96	11.71	
				目標				
				実績				

方向性

評価してもらいたい点 ①あり方 ②課題	①	本区には木造密集地域など、火災危険度の高い地域が存在する。そのような中で、もっとも身近で簡便な初期消火の手段として、各地域に配備されている街路消火器のあり方、街路消火器が有効に活用されるための方策について提言をもらいたい。
所管課 評価による 方向性	改善	①区や地域の防災担当が変わっても適正な管理が引き継げるよう、手続き等のマニュアル化など、効率的な管理方法について検討していく。 ②本田消防署、金町消防署とも連携し、啓発活動に取り組み、地域の初期消火体制の強化や、街路消火器の役割・重要性など認知度の向上を図る。その上で、区内街路消火器数の維持、増加につなげていく。 ③街路消火器は近隣住民はもとより、通行人が使用する場合もある。そのためには、設置されている消火器が人の目につきやすく、また認識される必要がある。広報紙等の周知活動だけでなく、街路消火器の格納箱に「初期消火の手順」、「地域の観光情報」等のプレートを設置する等の格納箱のデザイン変更するといった工夫をし、視認性を高めていく。

コスト内訳(決算)

項目		単位	26年度	27年度	コストの主な内訳
収入	特定財源	千円	0	0	
	国庫支出金	千円	0	0	
	都道府県支出金	千円	0	0	
	その他	千円	0	0	
一般財源 (a)		千円	25,096	22,398	葛飾区の負担

事業費	直接事業費 (b)	千円	21,207	18,415	
	消耗品費	千円	20,591	17,515	消火器、格納庫の購入
	修繕料	千円	403	540	消火器薬剤の詰替え
	委託料	千円	213	360	消火器・格納庫撤去処分委託
		千円			
人件費等	職員人件費 (c)	千円	790	790	
	人件費	千円	790	790	
		人	0.10	0.10	
	再雇用職員	千円			
		人	0.00	0.00	
	間接費 (d)	千円	3,099	3,193	専門非常勤
調整額 (e)	千円	20	65		
	減価償却費	千円			
	金利	千円			
	退職給与引当	千円	20	65	
	(控)コスト対象外	千円			
トータルコスト(f)		千円	25,116	22,463	

単位あたりコスト	項目	単位	26年度	27年度	コスト 主な 増 減 の 理由
	単位の定義	街路消火器の設置数			
	実績数値 (g)	本	8,402	8,337	
	単位あたり区単コスト (a/g)	円	2,987	2,687	
	単位あたりコスト (f/g)	円	2,989	2,694	

第2節 被害想定

1 地震

1-1 想定地震

東京都は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、東京に影響を及ぼす大規模地震について、最新の科学的知見に基づき「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した（平成24年4月18日公表）。

区では、この地震の中から葛飾区で最も被害の発生する「東京湾北部地震」を地域防災計画の想定地震とする。

想定地震の前提条件は、次のとおりである。

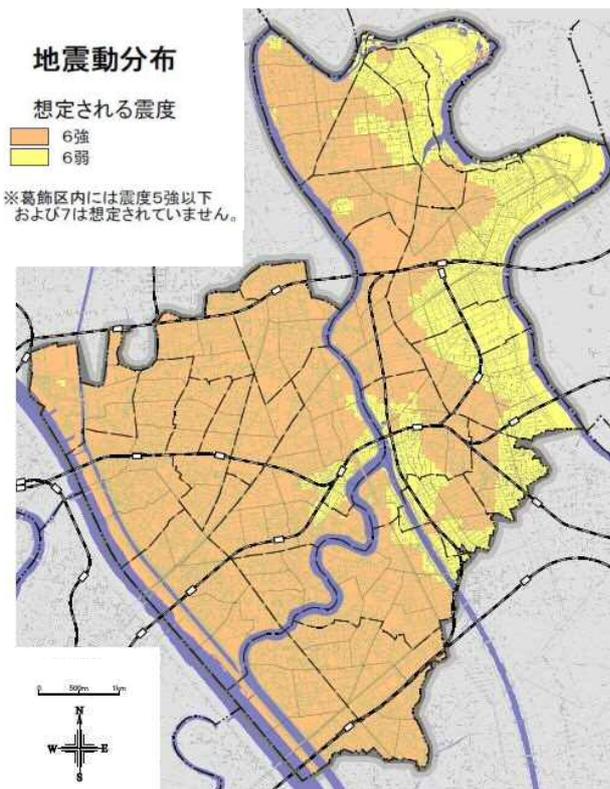
■地震被害想定的前提条件

地震の種類	東京湾北部地震（首都直下地震）
震源	東京湾北部
規模	マグニチュード7.3
震源の深さ	約20～35km
地震発生の時刻	冬18時 風速8m/s (冬5時・冬12時、風速：8m/s、風速は4m/sでも算定)

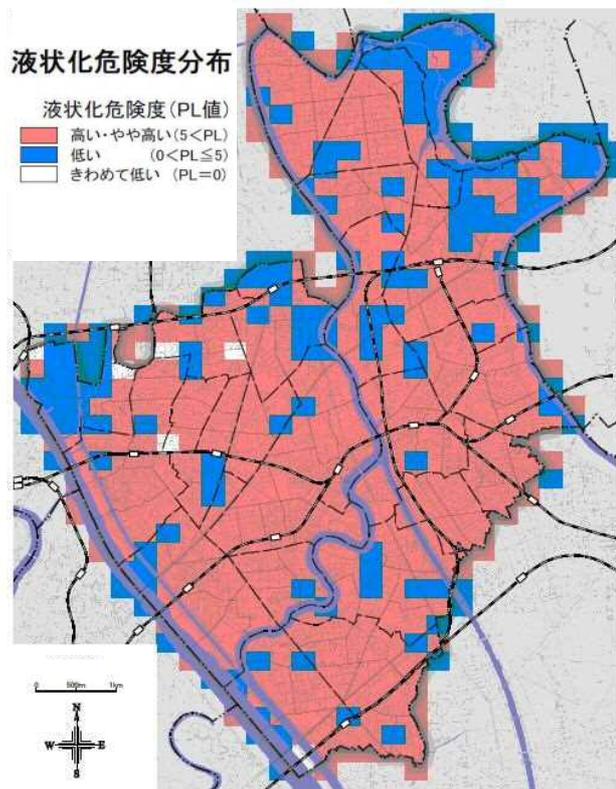
1-2 地震動・液状化

地震動は、ほとんどの区域で震度6強、北東部など一部区域で震度6弱の揺れが想定された。液状化危険度は、ほぼ全域で「液状化危険度が高い」と想定された。

■地震動分布



■液状化危険度分布



1-3 物的・人的被害

東京湾北部地震が冬 18 時、風速 8m/s の条件（火災が多発、風が強く延焼しやすい最悪のケース）で発生した場合、次のような被害の発生が想定されている。

■東京湾北部地震による主な被害

建物全壊棟数	7,446 棟
焼失棟数	11,114 棟
死者	500 人（うち要配慮者 334 人）
負傷者	5,515 人
エレベーター閉じ込め台数	113 台
自力脱出困難者	2,113 人
避難者人口	200,970 人
避難生活者	130,630 人

■被害想定一覧

想定地震		東京湾北部地震 M7.3						
想定発生時刻		冬5時		冬12時		冬18時		
想定風速		風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	風速8m	風速4m	
原因別建物全壊棟数	計(棟)	7,446						
	ゆれ	7,230						
	液状化	216						
	急傾斜地崩壊	0						
火災	建物被害	焼失棟数	1,451	1,209	4,102	3,382	11,114	9,450
		焼失率	1.3%	1.1%	3.8%	3.1%	10.2%	8.7%
人的被害	死者	計(人)	496	489	313	300	500	469
		ゆれ・液状化建物被害	454	454	236	236	288	288
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	39	32	74	61	209	178
		ブロック塀等	2	2	2	2	2	2
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物	15	15	8	8	9	9
	負傷者	計(人)	7,020	6,991	4,303	4,245	5,515	5,374
		ゆれ・液状化建物被害	6,796	6,796	3,899	3,899	4,489	4,489
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	131	102	311	253	933	791
		ブロック塀等	85	85	85	85	85	85
		屋外落下物	9	9	9	9	9	9
		屋内収容物	294	294	180	180	191	191
	うち重傷者	計(人)	920	912	601	585	852	813
		ゆれ・液状化建物被害	850	850	481	481	558	558
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	37	29	87	71	260	221
ブロック塀等		33	33	33	33	33	33	
屋外落下物		1	1	1	1	1	1	
エレベーター閉じ込め台数(台)		102	102	105	105	113	111	
災害時要配慮者		死者数(人)		236	233	219	210	
自力脱出困難者		発生数(人)		3,218	1,820	2,113		
震災廃棄物(万t)		266	265	272	270	288	284	
ライフライン被害	電力(停電率)		17.10%	16.90%	19.20%	18.60%	24.50%	23.20%
	通信(不通率)		1.90%	1.70%	4.50%	3.80%	10.90%	9.30%
	ガス(供給支障率)	揺れの基準によりガス供給を停止した場合	67.00%					
		基準未滿でも火災延焼により停止した場合	100.00%					
	上水道(断水率)		71.20%					
下水道(管きよ被害率)		29.70%						
避難者(人)	避難人口(人)		169,618	168,832	178,218	175,884	200,970	195,570
	避難生活者数(人)		110,252	109,741	115,842	114,324	130,630	127,120
	疎開者人口(人)		59,366	59,091	62,376	61,559	70,339	68,449

(※)屋内収容物は参考値

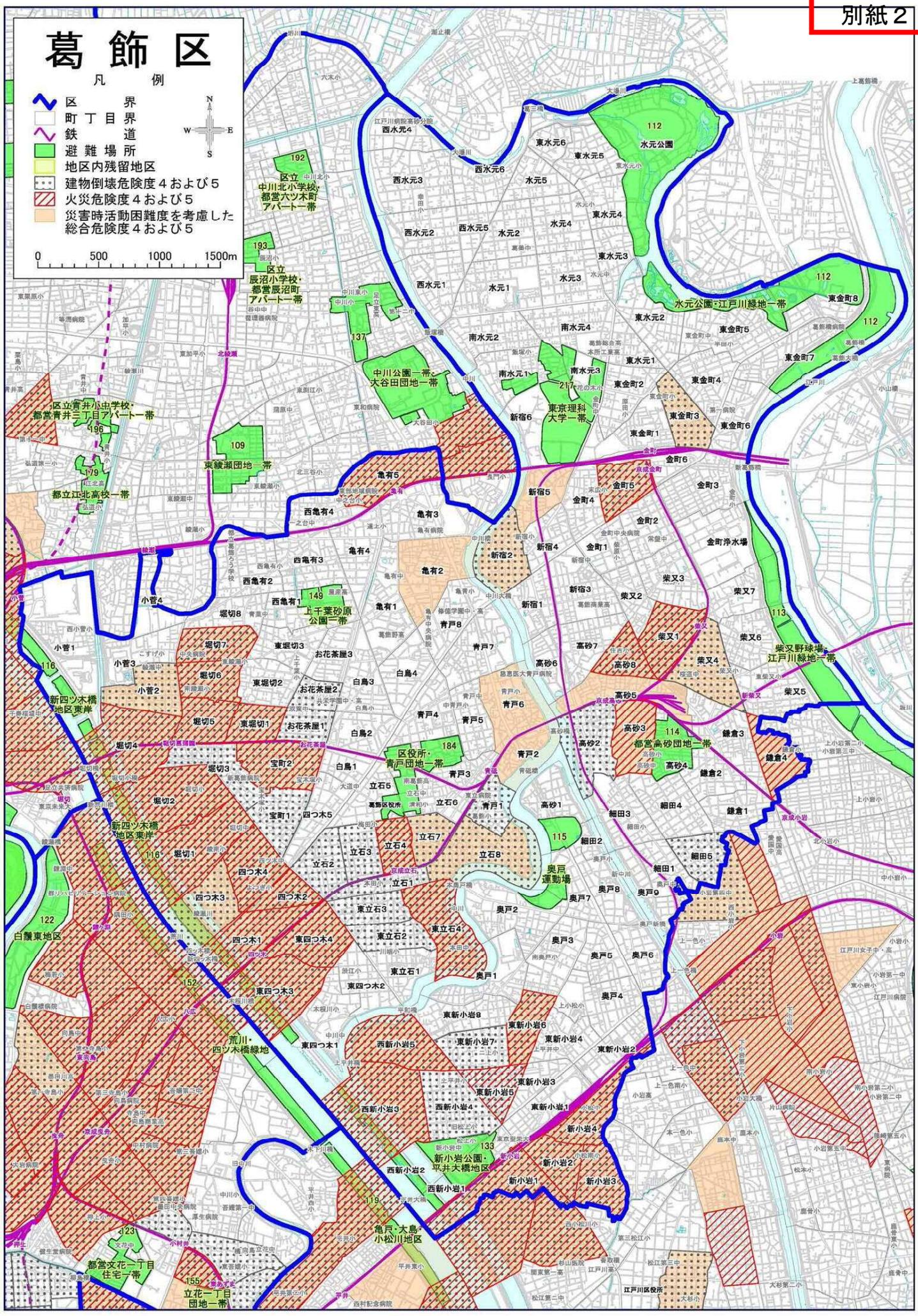
葛飾区

凡例

-  区界
-  町丁目界
-  鉄道路線
-  避難場所
-  地区内残留地区
-  建物倒壊危険度4および5
-  火災危険度4および5
-  災害時活動困難度を考慮した総合危険度4および5



0 500 1000 1500m



作 業	格 納 箱 交 換
町会名	[REDACTED]
番 号	[REDACTED]
交換日	平成 28年 4月 8日



消火器設置本数(地区別)

平成28年6月20日現在

地区センター	エリア	世帯数(※)	液	粉	計
立石	立石1～8丁目、青戸1丁目	13,000	513	10	523
東立石	立石1丁目、東立石1～4丁目	7,082	289	0	289
東四つ木	東立石3丁目、東四つ木1～4丁目	5,466	236	6	242
四つ木	立石2丁目、四つ木1～5丁目、宝町1～2丁目、堀切1丁目	9,980	374	4	378
堀切	宝町1～2丁目、堀切1～5丁目	8,934	418	5	423
南綾瀬	堀切3～8丁目、東堀切3丁目、小菅1～4丁目、西亀有1～3丁目	16,114	613	69	682
お花茶屋	堀切7～8丁目、東堀切1～3丁目、お花茶屋1～3丁目、白鳥1～3丁目	10,012	353	39	392
亀有	亀有1～5丁目、西亀有1～4丁目	16,113	558	10	568
青戸	白鳥3～4丁目、青戸2～8丁目	14,095	388	28	416
新小岩北	東新小岩1～8丁目、西新小岩3～4丁目、奥戸4丁目	16,568	527	21	548
新小岩	新小岩1～4丁目、東新小岩1～3丁目、西新小岩1～2丁目	14,354	479	27	506
奥戸	奥戸1～9丁目	9,649	365	28	393
高砂	高砂1～5丁目、高砂7丁目、鎌倉1～4丁目、細田1～5丁目	18,410	684	27	711
柴又	高砂6～8丁目、柴又1～7丁目、新宿1丁目、新宿3丁目、金町1丁目	14,628	480	19	499
新宿	新宿1～6丁目、金町4丁目	5,392	194	10	204
金町	柴又3丁目、金町1～6丁目、東金町1～4丁目、東金町6丁目、東水元1丁目	16,327	611	13	624
東金町	東金町4～8丁目、東水元2丁目	4,750	207	12	219
水元	水元1丁目、水元3～5丁目、東水元2～6丁目、南水元3～4丁目	9,975	321	16	337
西水元	水元1～2丁目、水元4～5丁目、南水元1～2丁目、西水元1～6丁目	11,330	373	11	384
計		222,179	7,983	355	8,338

(※)世帯数は平成28年4月現在

街路消火器等処理票

受付日 _____ 送付日 _____
 年 月 日 年 月 日

自治町会名	住所・電話番号	氏名
	()	

消火器番号	住所	名称	納品	詰替	格納箱	原因	備考
() —			液・粉	液・粉		火災・その他	
() —			液・粉	液・粉		火災・その他	
() —			液・粉	液・粉		火災・その他	
() —			液・粉	液・粉		火災・その他	
() —			液・粉	液・粉		火災・その他	
() —			液・粉	液・粉		火災・その他	

内容

送付者	確認者

東京都葛飾区防災用街路消火器配置要領

昭和56年6月11日

56葛総防発第56号区長決裁

1 目的

この要領は、大地震ともなつて発生し、被害を急激に増大させる延焼火災を防止し、また平常時の火災をその初期に消火して区民の生命・身体及び財産の安全確保に寄与するため、区内に設置する消火器の配置基準を定めることを目的とする。

2 定義

- (1) 消火器 区が街路に配置する消防法（昭和23年法律第186号）に定める搬送小型消火器をいう。
- (2) 格納箱 消火器を環境の変化から保護するための容器をいう。
- (3) 世帯数 町会・自治会の区域内の住民基本台帳登録数をいう。
- (4) 配置区域 消火器を配置する区域をいう。
- (5) 設置場所 格納箱を固定する場所をいう。

3 配置区域

葛飾区全域とする。

4 配置場所

(1) 配置単位

防災用街路消火器は、町会・自治会単位に世帯数に応じて配置するものであるが、建築物の種類によりその割合は異なるものとする。

(2) 配置基準

ア 一般木造家屋を主体とする町会・自治会

区内の総世帯数を最終設置予定数（9,700本）にて除して得た数（約15）を1単位とし、原則として1単位に1本の割合で配置するものとする。

イ 都営等の団地を主体とする町会・自治会

原則として2単位（30世帯）に1本の割合で配置するものとする。

ウ 公団住宅等の堅固な耐火建築物を主体とする町会・自治会

原則として3単位（45世帯）に1本の割合で配置するものとする。

エ 町会・自治会の区域内に一般木造家屋・団地・堅固な耐火建築物等が

混在している場合

それぞれの世帯数の割合に応じて調整するものとする。

5 指定避難道路沿

指定避難道路沿いには、約100m間隔ごとに1本の割合で設置するものとする。

6 補 正

出火危険度・延焼危険度の高い地域及び町会・自治会の世帯数に大幅な変動が生じた場合等、補正を必要とすることが確認されたときは、逐次補正するものとする。

7 消火器及び格納箱の帰属並びに管理

- (1) 消火器及び格納箱は、町会・自治会に帰属するものとする。
- (2) 消火器及び格納箱は、町会・自治会の共有財産とし良好な管理を行うものとする。
- (3) 火災防ぎよのため使用した薬剤等の補充及び法令に基づき定期的に行う検査並びにそれに伴う薬剤の交換は区が負担する。

8 委 任

消火器の管理については、別に定める。

付 則

この要領は、昭和56年4月1日から適用する。

付 則（昭和58年11月28日58葛総防発第183号区長決裁
4(2) 一部改正）

この要領は、昭和58年12月1日から適用する。

東京都葛飾区防災用街路消火器管理要領

1 目的

この要領は、葛飾区が設置し、町会・自治会に帰属した消火器の管理について必要な事項を定め、もって、大震火災等の初期防止を図ることを目的とする。

2 管理

消火器および格納箱は、町会・自治会の共有財産として良好な管理を行う。

3 設置場所

次に掲げる場所を選定し、格納箱を固定する。

- (1) 住宅の密集地域のほぼ中心部。（避難道路用を除く。）
- (2) 目につきやすく、夜間照明のきく場所。
- (3) 十分堅固で高さ1.5m以下の場所。
- (4) 特に設置の必要があると思われる場所。

4 設置しない場所

次に掲げる場所には設置しない。

- (1) 公園・緑地・空地。
- (2) 事業用建物の敷地内。
- (3) 公共用の建物
- (4) 交通障害および破損等のおそれがある場所。
- (5) 建築物・工作物の内部等取り出しが困難な場所。
- (6) 甚だしい高温・低温・多量の水分・腐食性ガスにさらされるおそれのある場所。
- (7) 地上面

5 設置および異動の連絡

新たに設置した時、および設置場所に異動があった場合は、その都度、区に連絡する。（様式1・2）

6 責任者による点検

各設置場所ごとに責任者を定め、毎月1回以上随時に点検し、常時使用可能な状態を保つこと。

7 定期の検査

法令に定める定期の技術的検査は、区が業者に委託して行う。この場合、町会・自治会の代表者に日程等を連絡する。

8 取扱いの習熟

消火器の取扱い、および消火方法について、区が行なう訓練に参加するなど、可能な限り習熟するよう努める。

9 協 力

町会・自治会は、地域内および地域相互に協力して、火災の防止に努める。